

アメリカの学習障害者におけるSAT およびACTの受験について

- 発達障害者支援法に向けた
我が国の公的テスト実施の指針として —

大学入試センター
研究開発部 石岡 恒憲

要約

- 発達障害者支援法が平成17年に施行
 - 発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮
 - SATおよびACTにおける障害者とりわけ発達障害者への特別措置について調査
- 受験者の約2%が時間延長を主とする特別措置
 - 申請にあたってきわめて厳密な診断基準
 - 得点のフラグ化など歴史的にも、また現在でも議論

発達障害者支援法

□ 発達障害

- 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する**脳機能の障害**であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの
- 適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置
- 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮

入試選抜における措置

- 特に明文化されていない
 - 入試センター/各大学において
 - 発達障害者の発達支援のために、必要な体制の整備
 - 発達支援の専門性を確保するため必要な措置
- 高大接続テスト(仮称)協議・研究委員会における海外調査
 - SAT/ACTにおいて講じられている障害者(発達障害者)への特別措置について調査
 - 我が国の試験方策に資することを目的

発達障害者支援法における「発達障害」

- 自閉症 (Autism)
 - 社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障害の一種
 - 先天性の脳機能障害、認知障害；ひきこもりとは違う
- アスペルガー症候群 (Asperger syndrome)
 - 興味・関心やコミュニケーションについて特異であるもの
 - 知的障害がみられない発達障害

発達障害(つづき)

- 広汎性発達障害(pervasive developmental disorders , PDD)
 - 対人・コミュニケーション・行動などが定型的に発達していないことより生ずる障害
 - 「広汎性」は「特異性」に対する概念→単に「発達障害」と呼んだ方が広義

発達障害(つづき)

- 学習障害(Learning Disabilities, LD)
 - 複数形;単一の障害ではなくさまざまな状態
 - 医学、心理学、教育学の分野それぞれで若干概念が異なる
 - 旧文部省による1999年の学習障害の定義:
 - 「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの」

発達障害(つづき)

- 注意欠陥・多動性障害(AD/HD: Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)
 - 多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくはは行動障害
 - 注意力を維持しにくい、時間感覚がずれている、様々な情報をまとめることが苦手などの特徴

アメリカの公的試験における特別措置

- National Testing: テストセンターで受験
 - Center Testing #1: 標準テスト時間
 - 車いすでの受験、拡大文字
 - 聴覚障害者については読唇話者や手話通訳者を近くに置くことの要求
 - Center Testing #2: 50%増しの回答時間
 - 拡大文字(18pt)の問題冊子が利用できる
- Special Testing: テストセンター以外; 高校
 - テストセンターで提供することのできない措置
 - 50%を超える延長時間、複数日にわたる回答
 - 標準と異なるテスト様式: (点字、DVD、リーダー補助)

特別措置の申請

□ 指針

- ACT: Guideline for Documentation と ETS: Document Guideline はほぼ同じ
- プロの診断書、高校での履歴
- LD: 推論力、理解力、情報処理能力における得点と標準スコアあるいは%点
- + それに代わりうる別の証拠の提示
- AD/HD: 初期発病の証拠、現在も障害がある証拠、標準化された年齢相応のテスト結果、DSM-IV 基準にいくつ適合しているかの数
- 客観的な資料の提示

特別措置とフラグ脱落の論拠

- 2003年9月まで特別措置のフラグ → 廃止
- SATがスピードテストではないとの判断
- 障害者の時間延長によりVerbal(語学力)で32点、Math(数理能力)で26点の上昇(各800点満点)
- 健常者の時間延長では同等の上昇はない
- これらの措置が、学習障害を持つ学生を傷つけることなく、公平に評価する場を保持するのに役立っている

特別措置を受ける障害者の数

- The College Board, Brian O'Reilly
 - SATを受ける者のうち約2%が特別措置
 - その大半がLDかAD/HD、またその両方
 - 申請のうち約80－85%が認められている
 - 認定がかなり厳格に適用されている
 - 障害タイプ別の数については非公開
- 1993年～2000年のSATの全受験者数に対する障害者の割合
 - 1.2% (93) → 1.4% (94) → 1.5% (95) → 1.8% (96) → 1.9% (97) → 2.0% (98) → 2.0% (99) → 2.0% (2000)

1986-87年および1987-88年の障害をもつSAT受験者数と障害別比率

障害	受験者数	比率(%)
聴覚障害	600	4
(広義の)学習障害	13,868	79
身体的障害	787	4
視覚障害	1603	9
重複障害(Multiple)	377	2
その他(分類不能)	337	2
合計	17,632	100

2%のうち学習障害者はどの程度か

- 1998年7月から1999年6月まで受験したSAT Iの合計2,468,600人に対し、LDは47,000人(1.9%)
- 障害者特別措置を受けるのは全体で2.0%
- 約95%が学習障害

特別措置をうける約2%という数値

□ いくつかの議論

- 約10%とされる学習障害の数に比べ、2%はあまりに少ない
- 学習障害が認められるためには、そのための診断テストを受験、低収入の家庭にとっては大きな負担

□ 白人の裕福な家庭の子供だけがこの特別措置の恩恵を受けることができる

- SATは標準テスト以上のことをすべきではない（特別措置をすべきでない）という意見もあり

むすび

- センター試験で時間延長や点字、拡大文字などの特別措置を受けているものは0.1%強
(689名、H22年度)
- いわゆる発達障害に対して別室の設置などの特別の対応をしている数
 - 皆無ではないが、きわめて少ない(0.005%)

むすび(つづき)

- 2006年6月成立の改正学校教育法
 - 「その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの」が「その他教育上特別の支援を必要とする児童・生徒及び幼児」という文言に。
 - 通常の学級において特別の教育課程によることができるものにLDやAD/HDが追加
 - 特別支援教育の対象
 - 我が国でも数千人程度の発達障害者が時間延長を主とする特別措置を受ける可能性
 - 適応の仕方や認定の方針についての検討